

森林環境情報誌作成等委託業務のプロポーザルに関する
企画提案書作成要領

1 提出書類

提出書類の規格及び提出部数を次表に示します。

提出書類	規格	提出部数
企画提案書表紙	A4縦、様式1	【紙】 正本1部 副本7部 【データ】 1部(正本の PDF データを 格納した記録 媒体※USB は不可)
企業概要・要約書	A4縦、様式2	
本業務実施の考え方・手法 ※できるだけ詳細に分かりやすく記載すること	A4	
試作品(誌面) (表紙・裏表紙、誌面2ページ以上、計4ページ以上) ※内容の詳細は仕様書を確認すること	任意様式 (原寸大がわかる ようにすること)	
試作品(動画・SNS) ※内容の詳細は仕様書を確認すること。	任意様式	
配布先 ※どこに何部程度配布するかが分かるもの	A4	
スケジュール ※令和5年度分(10号、11号)の制作スケジュールを 具体的に記載。 ※日付は「9月上旬」といった書き方でも可 ※契約日は令和5年5月中旬を予定	A4 又は A3	
事業実施体制	A4縦、様式3	
実績の分かる附属資料 ※書籍、パンフレット、情報誌、広告の切り抜き 等過 去に作成したものが分かるもの	任意様式	
見積書 ※令和7年度末まで、6回発行分	A4	

- ・全て片面印刷としてください。
- ・上表の順に沿って、製本やホチキス留めはせず、用紙の左上をダブルクリップで留めてください。
- ・用紙の右下隅にページ数を入れてください(応募用紙、要約書含む)。

2 提出方法

持参又は郵送(書留郵便又は配達証明に限る。)

3 提出期限

令和5年4月21日(金)午後5時必着

※ この期限までに上記書類すべての提出がないものは、受付できませんのでご注意ください。

4 提出先

〒780-0850 高知市丸ノ内1丁目7番52号

高知県 林業振興・環境部 林業環境政策課 木の文化担当

5 受理の通知

郵送いただいた書類が期限までに到着し受付されたときは、提出者に対して書類が到着したことを電子メールにて通知します。

持参の場合は、通知は行いません。

6 企画提案のポイント

(1)事業の目的

森林の持つ多面的機能や森林環境保全の重要性への理解を深め、広げるとともに、森林・林業に関する県の取組についても紹介し、周知を行いながら、県民みんなで森林を守ることの重要性や木材利用が森林環境保全に繋がることへの意識を高め、森林を守る活動への県民の参画を促すことを目的とする。

(2)読者ターゲット

メインのターゲットは20～30歳代(子育てを契機に環境問題を身近な問題としてとらえやすい、また、これから住宅を建築する可能性が高い)として想定し、子育て世代が興味を示し読みやすい内容とするが、幅広い世代に活用可能な情報誌とする。また、小中学校の児童・生徒が森林・林業に興味・関心を持てるような、分かりやすくかつ読みやすい誌面構成とする。

(3)現状、課題

① 平成29年度まで発行してきた森林環境税情報誌「mamori」では、各号ごとにテーマを設定した子ども向けページや、森林環境税を活用した事業の特集を行ってきた。また、13号からは、特集を子ども向けページと連動した山や森林についての基本的な理解を深める内容としていた。

② 平成30年度から令和4年度までの「もりりん」では、子どもたちが森で実際に触れる様子を誌面で紹介するとともに、ARや動画により映像でもその様子を紹介し、読者が実際の様子をより感じ取ることができるような構成とすることによって、紙媒体に触れる機会が少なく認知度が比較的低かった20代～30代に訴求する効果を狙った。

③ これらの基本的な構成は継続しながら、誌面と動画の連携により読者ターゲットへの訴求を図っていくこととする。

(4) 提出書類等についての留意事項

本作成要領、別途定める仕様書、審査要領を参考に、以下に留意して各項目をできる限り具体的に記述してください。

① 試作品(誌面)

・業務の目的を踏まえ、県民の方々の森林への関心を深め、興味を持ってもらえる内容とする。

② 試作品(動画・SNS)

・業務の目的を踏まえ、県民の方々の森林への関心を深め、興味を持ってもらえる内容とする。

・動画・SNSのプラットフォームはターゲットへの到達確度の高いメディアを提案することとし、その理由を記載するとともに、必ず視聴者拡大のための目標値を記載してください。

・試作品は絵コンテ、動画等説明が可能であれば任意の手法で可とし、動画の場合は任意の紙の説明資料及び記録用媒体で提出すること。

③ 配布先

・県民の森づくりへの参加を促すため、効果的にターゲット層に届く配布先(学校以外)を提案してください。

④ その他

・専門用語は極力用いないこと。やむを得ず用いる場合でも必要最小限の使用にとどめ、注釈を記載する等、平易な表現にしてください。

・文字だけの説明ではなく、図や表を使用し見やすい提案書にしてください。

・審査委員は提案書を基に審査し、県は候補者の提案書を基に交渉を行うので、契約時に履行できないと思われるような誇張した記述や、様々な意味に解釈されるような紛らわしい記述はしないでください。

・提案書類は、著作権・意匠権等の問題が生じないように配慮してください。

7 その他

(1) 提案企画の採用

・委託業務の実施に際して企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

・委託決定事業者から提案のあった企画は変更・調整して採用する場合がありますことをご了承ください。

8 企画提案をするにあたっての留意事項

(1) 1者1提案とします。

(2) 企画提案書を受け付けた後の追加及び修正は認めません。

(3) 提出された企画提案書が次に該当するときは無効となる場合があります。

① 虚偽の内容が記載されているもの

② 企画提案書の内容や提出方法等が本要領の規定に適合しないもの

森林環境情報誌作成等委託業務仕様書

1 業務名

森林環境情報誌作成等委託業務

2 委託業務の目的

森林の持つ多面的機能や森林環境保全の重要性への理解を深め、広げるとともに、森林・林業に関する県の取組についても紹介し、周知を行いながら、県民みんなで森林を守ることの重要性や木材利用が森林環境保全に繋がることへの意識を高め、森林を守る活動への県民の参画を促すことを目的とする。

3 業務内容

森林環境情報誌の発行、及び関連する動画・SNSを公開するためのすべての業務を委託する。

- (1) 誌面内容の企画・編集
- (2) 編集委員会の開催
※編集委員の日程調整等の開催準備や報償費、旅費支払い事務等を含む。
※編集委員は5名以上で委託者と受託者との協議のうえ選任するものとする。
- (3) 取材・撮影・執筆・デザイン
- (4) 校閲・校正
※原稿については委託者から変更等の指示があった場合は、速やかに対応し、委託者の承認を得るまで校閲及び校正を行うこと。
- (5) 印刷・製本
- (6) 梱包、配布及び配布先リストの更新
- (7) PDFデータ、版下データ（アドビイラストレーターデータ）等成果物の提出
- (8) 読者アンケートの実施、集計及び分析
- (9) 森林環境情報誌に関連する動画・SNSの企画構成から公開
※公開前には委託者に承認を受けること。
- (10) その他、森林環境情報誌の発行に当たり必要な業務

4 規格等

- (1) 規格：現行の森林環境情報誌のサイズを基本とする、16ページ以上、カラー刷り、冊子形式
- (2) 名称等：「もりりん」とし、表紙又は裏表紙に森林環境情報誌であることがわかるような表記を行うこと。
- (3) 発行回数：年2回（発行時期は令和5年度分は9月及び1月頃を基本とし、令和6年度以降は前年度の状況を勘案し、それぞれ協議のうえ決定するものとする。）
- (4) 発行部数：1号当たり83,000部以上
- (5) 製本方法：中とじ
- (6) 配布先：県内全幼稚園、保育施設及び小中学校（特別支援学校含む）の幼児・児童・生徒の各家庭、その他量販店、公共施設、住宅展示場（住宅建築を検討している人の目に触れる場）等。
※1号当たり発行部数のうち林業環境政策課納品分は1,000部程度、それ以外の部数について配布すること（県内全小中学校（約52,000部）、保育所・幼稚園等（約22,000部）、その他委託者が指定する団体への配布は必須とする）。
※昨年度の配布実績及び委託者が指定する団体については別紙 参考資料を参照してください。
※配布先は適宜更新等を行うこととし、更新を行う際は委託者と協議を行うこと。
- (7) 誌面内容：企画提案をもとに、編集委員会において協議・調整のうえ、決定するものとする。
 - ア ターゲット
メインのターゲットは20～30歳代(子育てを契機に環境問題を身近な問題としてとらえや

すい、また、これから住宅を建築する可能性が高い)として想定し、子育て世代が興味を示し読みやすい内容とするが、幅広い世代に活用可能な情報誌とすること。また、小中学校の児童・生徒が森林・林業に興味・関心を持てるような、分かりやすくかつ読みやすい誌面構成とすること。

イ 誌面構成等のポイント

業務の目的を踏まえたうえで、地域で活躍する人や地域での活動に焦点を当て、県民に森づくりへの参画を促す契機となるような誌面とし、単なる事業や制度の紹介のみとなることのないよう工夫すること。また、誌面を見た読者がさらに関連動画にも目を通したくなるような誌面構成に努めること。

第9号までのテーマとの関連性も考慮したうえで、今後3年間(6号分)で取り上げるテーマについて提案すること。

なお、想定している内容の項目を例示すると次のとおりです。

- (ア) 間伐など森林活動を行っている人や、森林の大切さを伝える森林環境教育などの取り組みの紹介
- (イ) 森林の果たす役割を子供(小中学生を想定)でもわかるように紹介
- (ウ) 県の補助事業や事業活用事例(特に森林環境税によるもの)の紹介
- (エ) 木を使った暮らし、木を使った公共建築物や木造の個人住宅の紹介、質問や疑問への回答
- (オ) 木のおもちゃの工房等の紹介
- (カ) 高知県内で実施されている先進的、特徴的、効果的な林業の取り組みの紹介
- (キ) 森林に関係する危険な事例等(危険な動植物、地形や気象条件等)の紹介とその対応の普及啓発
- (ク) 森林保全ボランティア等の活動の紹介(ボランティア紹介のURLを掲載)
- (ケ) (街中での)木材利用の普及啓発のためのイベントや取組の紹介
- (コ) 読者へのプレゼント

(8) 動画・SNSの内容

ア 業務の目的を踏まえたうえで、誌面の内容をより掘り下げた内容(誌面の広さの物理的な制限を受けてやむを得ず誌面からは外した内容等補完的な情報を含む)や細かいニュアンス(取材者とのやりとり)など、誌面だけでは表現できない内容を伝える工夫を行い、幅広い世代が興味や関心を持てる企画構成とすること。

イ 動画等の制作後は委託者に公開の承諾を受けることとし、承諾後は遅滞なく動画配信サイト若しくはSNS又はその両方で公開すること。

ウ 誌面発行時には、主に子供を対象として誌面の内容に対応する読み聞かせ動画を公開すること。

エ 動画は委託者の財産として今後も蓄積していくので、誌面が手元になくても動画単体で内容がわかる構成とし、各動画には字幕及びナレーションをつけること。

オ 動画・SNSについては各年度ごとに視聴者拡大のための目標値を設定し、目標を上回るように努めること。

カ 長くなる動画にはスキップ対応可能な手法を取り入れる等工夫を行い、これまで本事業の動画を視聴してこなかったが興味は持っていた潜在層に対して動画にアクセスしやすくなるように考慮すること。

(9) その他

読者のニーズを誌面等の内容に反映し、アンケートの結果を考慮した誌面等の作成に努めること。

5 委託期間

契約締結の日から令和8年3月31日まで

6 編集委員会

- (1) 森林環境情報誌を発行するに当たって、委託者と受託者との協議のうえ選任した委員(5名以上)で構成する編集委員会を、発行前に2回開催すること。(編集委員会の費用の積算については、別紙

参照)

- (2) 情報誌及び動画・SNSの編集方針や内容についてなど、編集委員会が出された意見は委託者と受託者で協議のうえ誌面等の内容に反映させること。

7 成果物

(1) 電子データ

ア 情報誌 (DTPソフト等で作成したデータ)

イ PDFファイルの電子データ

※CD-R又はDVDなど (Windows版) で、情報誌発行時にあわせて納品すること。

ウ 完成した動画コンテンツのデータ(編集可能なマスターデータを含む)

※CD-R又はDVDなど (Windows版) で、各年度の実績報告時に納品すること。

(2) 印刷物

※林業環境政策課に1号当たり1,000部程度を納品。その他配布先に関しては、リスト及び配布したことが分かる証拠書類 (宅配業者、郵便局等の領収など) を提示すること。

8 発送業務

小中学校への発送については、学校へ直接送付又は教育委員会へ送付すること。

9 業務完了報告書等の提出

契約書第19条第1項に定める業務完了報告書 (別記第1号様式) 及び成果物の提出

10 成果物の引渡し期限

委託者と受託者との協議・調整のうえ決定するものとする。

11 部分引渡し等に係る委託料の請求

- (1) 第1回目、第3回及び第5回目の成果物の検査合格及び引渡し後に、別記第2号様式により委託料の1/6以内の額を請求することができる。
- (2) 第2回目、第4回目及び第6回目の成果物の検査合格及び引渡し後に、別記第3号様式により当該年度の委託料から第1回目、第3回目又は第5回目の請求額を差し引いた額を請求することができる。

12 その他

- (1) 委託業務の実施において、物品を調達する場合は、「高知県グリーン購入基本方針」に基づき環境物品等の調達に努めるものとする。
- (2) この仕様書に定める事項について疑義が生じた場合又はこの仕様書に定めのない事項については、必要に応じ協議のうえ定めるものとする。
- (3) 誌面作成・動画・SNS作成にあたり必要となる経費は全て委託金額に含むものとする。

高知県知事 様

住 所
名称及び代表者

業 務 完 了 報 告 書

- 1 委 託 業 務 名 森林環境情報誌作成等委託業務
- 2 委 託 金 額 ¥ _____ 円
- 3 業 務 実 績 別紙のとおり
- 4 業 務 期 間 着手 令和 年 月 日
完了 令和 年 月 日

別紙

森林環境情報誌作成等委託業務

内 訳

費 目	内 訳	数量	金額 (円)	備 考
小 計	—	—		
消費税	—	—		
合 計	—	—		

高知県知事 様

住 所
 名称及び代表者職氏名 印

{

 押印省略する場合
 発行責任者氏名
 担当者氏名

 連絡先
 連絡先

}

請 求 書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した森林環境情報誌作成等委託業務の令和 年度業務が一部完了したので、下記のとおり部分引渡しに係る委託料を請求します。

記

部分引渡しに係る請求金額 ￥ _____ 円

・ 契約金額 _____ 円 (令和 年度支払限度額 _____ 円)

経費内訳

費 目	内 訳	数 量	金 額 (円)	備 考
小 計	—	—		
消費税	—	—		
合 計	—	—		

○振込先

①金融機関 (支店) 名 : _____ (_____ 支店)

②預 金 種 別 : _____

③口 座 番 号 : _____

令和 年 月 日

高知県知事 様

住 所 名称及び代表者職氏名	印
押印省略する場合 発行責任者氏名 担当者氏名	連絡先 連絡先

請 求 書

令和 年 月 日付けで委託契約を締結した森林環境情報誌作成等委託業務の令和 年度業務が完了したので、下記のとおり委託料を請求します。

記

請求金額 ￥ _____ 円

- ・ 契約金額 円 (令和 年度支払限度額 円)
- ・ 既受領金額 円 (令和 年度受領金額 円)

○振込先

- ①金融機関 (支店) 名 : _____ (_____ 支店)
- ②預 金 種 別 : _____
- ③口 座 番 号 : _____

別紙 参考資料

■ 配布先（県指定）

配布先	配布箇所 (学校数)
各市町村	34
各市町村立小中学校	281
県立中学校	4
私立・国立小中学校	11
特別支援学校	17
保育園・幼稚園	314
森林・林業・木材関係団体	64
環境関係団体	9

■ 配布先（その他）

配布先	配布箇所
県内図書館	40
公立文化施設	40
サニーマート	16
サンシャイン	15
サンプラザ	1
生協・ナンコクスーパー	7
道の駅（四国各県含む）	112
県外事務所	4
高等教育機関	71
交通・観光施設	66
県内郵便局	224
金融機関	304
病院・医院	449
社会福祉協議会	46
取材先等	107
住宅展示場	2
土佐材パートナー企業	101

■ 編集委員の報償費、交通費の積算について

- 見積の積算において、編集委員会の出席に係る委員の報償費と交通費は以下のとおり行ってください。
 - 報償費は1回の編集委員会開催につき27,000円（9,000円×3名）（編集委員5名中2名は県職員を予定）
 - 交通費は1回の開催につき15,000円（3名分）（編集委員5名中2名は県職員を予定）
- 編集委員のうち県職員については、報償費及び交通費の支給は必要ありません。